

新型コロナウイルス感染症に関する傷害保険の改定について

「感染症法*1 における一類感染症から三類感染症」を補償対象としている傷害保険商品につきまして、補償対象となる感染症の範囲を拡大し、「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」も対象とすることにより、新型コロナウイルス感染症を補償の対象とする改定を実施いたします。2020 年 6 月現在、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「指定感染症」ですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられていますので、本改定により対象となります。

*1「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」をいいます。以下同様とします。

1. 対象契約

（1）保険種目

傷害保険およびこども総合保険における以下の特約

- ① 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約
- ② 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約

（2）対象期間

2020 年 2 月 1 日（土）*2 に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。

- ① 2020 年 2 月 1 日（土）が保険期間に含まれる契約
- ② 保険始期日が 2020 年 2 月 1 日（土）以降の契約

*2「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日です。

2. 改定内容

現行（改定前）	改定後
感染症法における一類感染症、二類感染症または三類感染症が補償対象	感染症法における一類感染症、二類感染症または三類感染症に加え、「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」についても補償対象

以上